

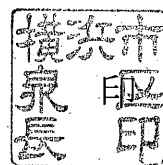
泉区公告 第 41 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月24日

横浜市泉区長 藤岡 謙二



送達を受けるべき者の氏名 又は名称	榊原 昌季 外3名
送達する 書類名	令和8年度賦課 令和8年度課税 軽自動車税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	



公示日：令和8年7月24日

軽自動車税

地方税法第458条

[illegible]